

自動車事故報告規則等の一部を改正する省令案等に対する皆様からのご意見と国土交通省の回答

皆様からのご意見	国土交通省の回答
<p>自動車事故報告書における報告項目の追加について、ドライバーの安全運転を支援するシステムの有無について、該当する項目が決まっていれば、ご教示いただきたい。</p>	<p>衝突被害軽減ブレーキ、ドライバー異常時対応システム、側方衝突警報装置についてその有無の報告を求めることとしております。</p>
<p>事業実績報告書や、運輸安全マネジメント制度で規定される情報の公開における事故発生件数に貨物軽自動車運送の事故報告は含まれるか。</p>	<p>今回の改正により、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)が改正されましたが、事業実績報告書の提出や輸送の安全にかかわる情報の公表に係る貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)第2条の8の規定においては、貨物軽自動車運送事業者は引き続き対象外となっております。</p>
<p>監査対象への貨物軽自動車運送事業者の追加について、貨物軽自動車に端緒となり事故を起こした場合、一般・貨物軽の双方の事業を営んでいる場合、確認帳票は貨物軽のみでしょうか。また、行政処分が下った場合の処分日車制度はどうなるのか。違反点数制度について、一般・貨物軽の累積で計算されるのか。</p>	<p>一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の双方を営む事業者に対し、貨物軽自動車運送事業による事故を端緒とする監査を実施する場合において確認する帳票については、原則として貨物軽自動車運送事業に係る書類となりますが、個別の事案により一般貨物自動車運送事業に係る書類も確認することも考えられます。また、行政処分が科せられるに至った場合の処分日車数制度については、貨物軽自動車運送事業者を含む貨物自動車運送事業者に対して同一の基準が適用されます。違反点数制度については、貨物軽自動車運送事業においては適用されないため累積計算とはなりません。</p>
<p>「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」成立での「流通業務の総合化及び効率</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。</p>

<p>化の促進に関する法律」の一部改正による荷待ち時間等の短縮においては、車両の大小を問わないため、その前提となる実態把握のために、業務記録の全ての車両への拡大は必須だと考えています。また、適正な運賃・料金の收受のための「貨物自動車運送事業法」改正での、運送契約の書面化およびそれに基づいた運賃・料金(待機時間料、荷役作業料(積込料、取卸料))の計算の基となる時間の取得や記録のためにも同様に業務記録の全ての車両への拡大は必須だと考えています。以上のことから今回の改正については賛同しています。</p>	
<p>荷待ち時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両を拡大することは、待機時間料や積込料・取卸料などを荷主から適正に收受する根拠となるので賛成です。ただ、輸送安全規則第8条には「貨物の積載状況」についても、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上の車両に記録を義務付けており、こちらは運転者の負担が増えないよう現状のままがいいと思います。</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。「貨物の積載状況」につきましては、現行のままとしております。</p>
<p>輸送安全規則第8条第2項で「一般貨物自動車運送事業者等は、前項の規定により記録すべき事項について、運転者等ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第四十八条の二第二項の規定に適合する運行記録計(以下「運行記録計」という。)により記録することができる。この場合において、当該一般貨物自動車運送事業者等は、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者等ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。」とされており、「運行記録計」により記録することもできるとしています。今回の物流 2 法改正での荷待ち時間等の把握と短縮、適正な運賃・料金の收受のために荷待ち時間等を正しく把握し、それぞれの目的を実現するためには、業務記録機能を持った通信型デジタル</p>	<p>ご意見ありがとうございます。「物流革新に向けた政策パッケージ(2023年6月2日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)」において、「トラック事業者の運行管理の高度化により輸送の安全確保を図るため、デジタル式運行記録計について、将来的な義務づけも視野に入れつつ強力な普及促進を図る」とされており、「2024 年問題」による物流の停滞を回避するためには、DX等による物流の効率化・生産性向上を図る」観点からもデジタル式運行記録計の活用は重要と認識しておりますので、引き続き、トラックにおけるデジタル式運行記録計の強力な普及促進を図るための方策を検討してまいります。</p>

<p>式「運行記録計」が必須だと考えています。現在は「運行記録計」として車両を限定して義務化されていますが、正しい運用のためには、通信型デジタル式「業務・運行記録計」の義務化が必要だと考えています。多重下請け構造の中で、荷待ち時間等の把握を実施するためには、デジタルで情報を収集し、その情報を元請け事業者や荷主にも共有する必要があります。特に、適正な運賃・料金の收受では、実際の荷待ち、荷役作業時間に基づいた請求を元請け事業者が発荷主に行う必要があります。また、それに基づき、発荷主は着荷主にその費用を請求する必要があります。これを手作業でというのは現実的ではありません。仮に非通信型の場合を想定すると、実運送事業者が、SD カードからデータを収集し、それを下請け構造の中でやりとりする工数や時間は、さらに運送事業者の大きな負担になります。また、これは、荷主や元請け事業者にとっても同様です。ぜひ、通信型デジタル式「業務・運行記録計」の推進や車載義務化を検討いただければと思います。</p>	
<p>貨物軽自動車安全管理者の兼務可否について、A 営業所(※)で選任されている運行管理者が、職務上兼務している B 営業所(※)の貨物軽自動車安全管理者で選任することは可能でしょうか(なお、A 営業所は別の者を貨物軽自動車安全管理者に選任)。また、選任が可能な場合、第三十六条の二の一項三号に基づき、選任できますでしょうか。</p> <p>(※)A 営業所:一般貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業、B 営業所:貨物軽自動車運送事業のみ</p>	<p>一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所と貨物軽自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運行を管理する営業所が同一敷地内にある場合のみ、既に運行管理者として選任されている者を貨物軽自動車安全管理者として選任することができます。したがって、A 営業所で選任されている運行管理者を、A 営業所における貨物軽自動車安全管理者に選任することは可能ですが、B 営業所において選任することはできません。</p>
<p>貨物軽自動車運送事業者の運転者が新たに運転者として乗務する前3年間に他の貨物自動車運送事業者の運転者として乗務していない場合は、運転者が遵守すべき事項、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な事項について、合計5時間以上指導を受けなければならな</p>	<p>①貨物軽自動車運送事業者の運転者が新たに運転者として乗務する前3年間に他の貨物自動車運送事業者の運転者(一般貨物自動車運送事業における運転者である場合を含む)として乗務していた場合は、当該指導は必須ではありません。</p>

<p>いとのことだが、①「他の貨物自動車運送事業者」には一般貨物自動車事業も含まれるのか。②「新たに運転者として乗務する前3年間に」とあるが、職種変更で運転職から非運転職に変わり、再度、運転職に従事する場合、「新たに」に該当しない認識でよいか。</p>	<p>②同一事業者内における職種変更の場合は、ご指摘のとおり「新たに」に該当いたしません。所属する貨物軽自動車運送事業者において初めて運転者として乗務する前3年間に他の貨物自動車運送事業者の運転者として乗務していない場合に、所要の指導が必要になります。</p>
<p>運転者各自の特性に応じて気づきを促し、自ら安全運転の目標を発表し、他の運転者の意見を聞くことは、大いに事故防止の効果があると思われれますが、適性診断実施機関において、受診の時期や診断の種類によって受診できない日、断られる日が実態としてあります。そこで、初任診断と適齢診断の実施の効率化を図るため、初任診断と適齢診断、貨物軽自動車運送事業、一般貨物運送事業、乗合、貸切、乗用の区別なく、全部一緒に実施できるようにすれば更に効率化が図れるのと思います。初期の予約方法も面倒だし、何度も予約するのは手間がかかると思います。初任も適齢も違いは、目の診断だけと思われるので、ご考慮をお願いします。</p>	<p>初任診断と適齢診断の両方が受診対象となる運転者の場合、適齢診断の受診をもって、初任診断も受診したとみなすことが可能です。また、初任診断と適齢診断の実施の効率化を図るため、この度の改正により、旅客自動車運送事業者の業態の区別なく集団カウンセリングを受診できるようになりました。</p>
<p>自動車事故報告規則等の一部を改正する案には概ね賛成ですが新任の運転者に対する過去の事故歴調査に関しては事故だけではなく、違反行為も含めた方がいいと思います。貨物軽自動車運送は安全な運転が必須だと思います。事業者にも報告義務などした方がいいと思います。</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。事業者負担も勘案しながら、輸送の安全の確保のため、引き続き所要の検討を重ねてまいります。</p>
<p>反対です。</p>	<p>貨物軽自動車運送事業の安全を確保するために必要な対策と考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>

ほか、本改正とは関係のない意見が4件ありました。

以上